○海上保安庁告示第八十四号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年六月二十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	東京湾東水路中央第三号灯標
位置	
所在地	川崎東扇島防波堤東灯台（京浜港川崎区）の東方約七・四キロメートル
北緯	三五―二九―三三
東経	一三九―五一―五三
変更した事項	
名称	東京湾東水路中央第三号仮設灯浮標
塗色及び構造	赤色球形頭標一個付　赤白縦じま塗やぐら形
明弧	削除
高さ	削除
変更年月日	平成二十六年四月二十六日
記事	一時変更

○環境省告示第八十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十日

環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県南相馬市小高区大田和字中ノ内一〇―二	宅地等	屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　除草、堆積物の除去、表土の削り取り及び被覆 庭等（未舗装面の庭木等）　除草又は枝打ち 庭等（未舗装面の芝地）　除草、芝刈り並びに芝の深刈り又は剥ぎ取り及び張り替え 庭等（未舗装面の砂利・砕石）　除草、砂利・砕石の除去及び被覆 庭等（舗装面）　堆積物の除去及びブラシ洗浄又は高圧水洗浄

名称	大船渡漁港細浦東第一防波堤灯台
位置	
所在地	岩手県大船渡港（大船渡漁港細浦東第一防波堤外端）
北緯	三九―〇一―一五
東経	一四一―四三―〇九
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・四メートル
記事	補正
名称	枕崎港東防波堤灯台
位置	
所在地	鹿児島県枕崎港（東防波堤外端）
北緯	三一―一五―三三
東経	一三〇―一七―三一
変更した事項	
位置	地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
所在地	鹿児島県枕崎港（東防波堤外端）
北緯	三一―一五―三二
東経	一三〇―一七―三一
高さ	補正
記事	

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町一一―二五　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十六年九月

四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県南相馬市小高区大田和字南川原六二	原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県南相馬市小高区大田和字南川原二二七	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県南相馬市小高区金谷字南野五九	畑	除草、表土の削り取り及び被覆
福島県南相馬市小高区金谷字柳迫二六八―一	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち

○防衛省告示第百十七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十六年六月二十日

防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十六年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 平成二十六年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業の禁止